

下北山村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

下北山村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

11. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

下北山村で働く教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できる環境を整えるため、「下北山村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものである。

(2) 本村の現状

本村では、令和4年4月に、小学校と中学校が一つになった義務教育学校「下北山村立下北山小中学校」が開校し、村内で唯一の学校としてスタートした。それに先立ち、令和4年3月に「下北山村立学校の管理運営に関する規則」を改正し、教育職員の在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、時間外在校時間の縮減と、教職員の働き方改革に取り組んできた。

こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間について、令和6年度の状況は以下のとおりとなった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】 ※校長は後期課程、教頭は前期課程

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
前期課程(小学校)	月 48 時間 58 分	56%	0%
後期課程(中学校)	月 44 時間 56 分	60%	0%
全体平均	月 46 時間 56 分	58%	0%

令和6年度では前年度から改善はされているものの、時間外在校等時間が45時間を超える割合が58%と非常に多い。

教職員の業務は、授業準備や各種行事、各種報告書の作成や校務分掌による業務、後期課程では部活動指導等、日常的に業務負担が大きくなっている。本村では、30歳未満の若手教職員の比率が約80%と非常に高く、経験不足からくる課題として、業務全般のノウハウの蓄積や継承が難しく、それが長時間勤務の一因となっている。これら課題の改善を図り、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【13日】
- ・ 学校における働き方改革に関するアンケートにおいて、ワーク・ライフ・バランスを確立させることができていると回答した教職員の割合を 65%以上にする。【62.5%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り 組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応として、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答

- ・ 教育委員会から学校へ依頼する調査等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。
- ・ 国や県からの学校への調査等についても、必要性和手法の妥当性の検討、廃止を含

め調査業務の見直しや簡素化を不断に進めるよう要望する。

○学校プールをはじめ諸施設・設備の管理

- ・ 学校プール、受水槽、空調設備等の清掃管理等を外部委託する。

○部活動

- ・ 令和8年度から、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・ 平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学校行事

- ・ 授業準備や学校行事の準備運営を補助する教員業務支援員を配置する。
- ・ 学校行事について、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行う。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 経験豊富な中堅、ベテラン教職員の確保を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 本村の学校は 50 人未満の学校であるが、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、下北山小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている事例に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。